

九州工業大学研究活動等
不正防止対策実施計画（平成26年度）
取組状況報告書

九州工業大学 研究活動等不正防止対策室
2015/03/16

はじめに

今年度、本学では文部科学省による研究活動等不正防止に関するガイドラインの改正を受け、従来よりも研究不正に対する取り組みを大幅に強化した。そして、強化の第一歩として、本学が研究活動等の不正に対してどのように取り組むかの基本方針（九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー）を学長が宣言し、基本方針に基づき平成26年度にどのような取り組みを行うかを記載した九州工業大学研究活動等不正防止対策実施計画（平成26年度）を策定した。本学では、本実施計画にもとづき、研究活動等の不正防止対策に関する具体的な作業を進めていき、この度その取組状況を以下のとおり報告するものである。

平成26年度 実施計画

1 研究活動等不正防止のための組織体制の見直し（ガバナンスの強化）

目標：研究活動等不正防止に関する組織体制・役割・権限を明確化し、学長の強いリーダーシップのもと、本学の不正防止対策の活動を強力に進めていく体制を構築する。また、学内外からの不正等に関する通報窓口との連携についても見直し、発生したインシデントに対し適切に対応できる体制を整備する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

（研究活動等不正防止対策室）

- ・研究活動等の運用、管理に係る既存の体制を見直すにあたっては、実効性のある体制となることを念頭に置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲、権限を見直し、学内規則で明確に定める。
- ・研究活動等不正防止対策に対し、学長の強いリーダーシップのもとで、作業を推進・進捗管理できる専任の職員を配した管理組織を設置する。

（研究活動等不正防止対策室、総務課＞企画総務係）

- ・既存の公益通報窓口の業務を再構築し、告発者の保護が徹底されるとともに通報が即座に学長まで伝わる体制を再整備する。

計画の実施状況：

○平成26年度中に検討・実施した事項

- ・研究活動等不正防止対策に対し、学長の強いリーダーシップのもとで、作業を推進・進捗管理できるよう、コンプライアンス担当の学長特別補佐の役職を新設し業務に当たらせるとともに、その指示の下、不正防止の取組を進める専任の職員を配した

管理組織（研究活動等不正防止対策室）を設置した。

- ・研究活動等の運用、管理に係る既存の体制を見直すにあたっては、従来の規程に代え「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」を新たに定めると共に、この規程の中で各責任者の役割、責任の所在・範囲、権限等の本学における研究活動等の不正防止に関する体制を明確に定めた。
- ・既存の公益通報窓口の業務に関する規程を見直し、告発者の保護や担当者間の情報伝達、匿名での通報時の取扱いなどがより明確になるよう、「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」の中で明記すると共に、本学 Web ページを通じ学外に広く窓口を公表し、学内においてもコンプライアンス教育等を通じて体制の周知、徹底をはかった。

2 不正の発生要因（リスク）の分析と対策案の検討と実施

目標：研究活動等に係る既存のルール、運用等を再点検し、不正の発生する要因（以下、リスクという）が存在する組織や形態・原因等を分析し、機関全体の状況を体系的に整理する。整理した各々のリスクに対応できる対応計画を策定し、実施する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

（研究活動等不正防止対策室、人事課、会計課、研究協力課）

- ・研究活動等の運用、管理に係る既存の業務及び規程等を点検し、リスクを抽出・分析し、リスク別対応計画を立案する。
- ・リスク別対応計画の立案においては、文部科学省およびその他の公的研究費の配分機関が定めるガイドライン上で示される一般的リスク要因等を参考にするとともに、監査部門等によるモニタリングの観点も加味して検討する。
- ・作成したリスク別対応計画において、平成26年度中に実施すべき優先度が高い事項についてはすみやかに準備、実施し、優先度の低い案件については平成27年度以降の実施計画に盛り込む。

計画の実施状況：

○平成26年度中に検討・実施した事項

- ・文部科学省が定めるガイドライン上で示される一般的リスク要因等を参考にしつつ、本学の研究活動等の運用、管理に係る既存の業務及び規程等の点検を行い、研究不正につながるリスクの抽出・分析を行い、監査部門等によるモニタリングの観点も加味しつつ平成26年度中に実施すべき事項を中心に実施事項を取りまとめた「九州工業大学研究活動等リスク別対応計画（平成26年度）」を策定し、計画を元にした改善に取り組んだ。（リスク別対応計画の取組結果については別に公表する）

3 行動規範、各種規程、運用ルール等の見直し

目標：研究活動等不正防止計画及びリスク別対応計画を踏まえ、行動規範、各種規程、運用ルール等を見直し、研究活動等に関する適正な運営・管理ができる環境を整備する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室、総務課>企画総務係、人事課、会計課、研究協力課)

・研究活動等不正防止対策の実施計画及びリスク別の対応計画を踏まえ、学内規則を見直すが、文部科学省及びその他の公的研究費の配分機関が定めるガイドライン上で平成26年度中に整備するものとして示されている基準等については、平成26年度中に学内規則に反映させる。

(研究活動等不正防止対策室)

・研究者や事務職員など職務に応じた問題意識を反映した行動規範を作成する。

計画の実施状況：

○平成26年度中に検討・実施した事項

・本学では、「研究活動等不正防止対策の実施計画」及び「リスク別対応計画」に基づき不正防止の取組を進めたが、両計画の策定段階で文部科学省が定めるガイドライン上で機関としての体制整備が求められる事項については、計画の中に盛り込む形で体制の整備を行った。計画の取組の過程において規則等の改正を要するものは順じ反映させた。

・職務に応じた行動規範については、本学では平成19年度に定めている。今回不正防止対策の体制の見直しに伴い、既存の規則等を確認する中で行動規範を確認したが、現時点でも内容として適切なことを確認したため、継続して使用することとした。

4 学内外への情報の周知、公開の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール等を学内外に対して適切に周知、公開する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室、総務課>広報企画係)

- ・整備した方針、体制、規則等について、学外に対しては本学公式 Web ページ上に掲載して広く周知を図り、学内に対してはグループウェア上での情報共有や講習会、研修会等を通じ広く周知する。
- ・競争的資金等の使用及び不正防止に関する取り組みに対し、学内外から相談を受け付ける窓口を設置し、本学公式 Web ページ及びグループウェア上に掲載し、広く周知を図る。

計画の実施状況：

○平成26年度中に検討・実施した事項

- ・整備した方針、体制、規則等については、本学公式 Web ページ上を通じ、随時学外に対し公開するとともに、学内の構成員に対しては、各部局の教授会を活用し説明会を開催し周知するとともに、学内向けグループウェアの中に不正防止に関する情報を集約したページを作成し情報共有を行った。
- ・競争的資金等の使用及び不正防止に関する取り組みに対し、学内外から相談を受け付ける窓口を設置するとともに、学外に対しては本学公式 Web ページを通じて広く公表するとともに、学内に対してはグループウェア上に掲載し広く周知を行った。

5 研修・教育の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール、研究倫理等を職員及び研究者に対して徹底し、不正防止対策の理解や意識を高める。また、学生に対して、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行い、理工系人材としての品格と資質を併せ持つ学生を育成する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室)

- ・職員及び研究者向けコンプライアンス教育、研究倫理教育の2種類の教育の実施計画を策定し、対象者の職種毎に必要な研修内容を定め、全員が受講することを原則とする。
- ・職員及び研究者向け研修の実施においては、内容の理解度を確認する手段を設けるものとし、また受講後には内容を理解し、遵守することの誓約書の提出を全受講者に求める。

(研究活動等不正防止対策室、教育企画室)

- ・学生向けの研究に対する姿勢と学術の両面の教育に関して、実施に必要な事項の抽

出及び検討を行い、平成27年度からの実施を目指し具体的な実施計画を作成する。

計画の実施状況：

○平成26年度中に検討・実施した事項

- ・学内の不正防止に関する規程や会計ルール等の説明を目的としたコンプライアンス教育と、研究者として持つべき倫理観やルール等の説明を目的とした研究倫理教育を実施することとし、職員の職種や業務内容に応じてどちらか、あるいは両方の教育を受けるのかを定めた。
- ・職員及び研究者向け研修の実施においては、Eラーニング形式を採用し、内容の理解度チェックのための確認問題を設け、一定の水準に達しないと終了しないようにし管理者側で理解度の確認が出来るようにし、全ての受講対象者に受講をさせるとともに、教育の受講終了後には教育の内容を理解し、遵守する旨の誓約書を提出させた。
- ・学生向けの研究に対する姿勢と学術の両面の教育に関して、教育企画室を中心に検討を行った。平成27年度から学年別に導入、啓蒙、実践という形での階層別教育を行なう計画を立てるとともに、その際に使用する共通教材の選定を行った。